

## 1883年徴兵令改正と中等教育：熊本の中高等教育を中心として

佐喜本, 愛  
福岡大学：非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/1904337>

---

出版情報：教育基礎学研究. 2, pp.51-70, 2005-03-31. Faculty of Human-Environment Studies,  
Kyushu University

バージョン：

権利関係：

## 1883年徴兵令改正と中等教育

—熊本の中等教育を中心として—

佐喜本 愛

### 問題の所在

近代日本における軍隊に関する研究では、主として軍隊という機関の創設をめぐる政治、あるいは軍制整備という側面からのアプローチや、徴兵制度と身分法の関係に着眼したものが多かった\*<sup>1</sup>。近年、軍隊と地域という視点や、個々の兵士の心性を問題にする研究も増えてきている\*<sup>2</sup>。その中で軍隊と学校をつなぐ法整備のプロセスを分析した遠藤芳信氏は、兵役の苦役的性格を仮にも薄め、「住民」が兵役制度や軍隊を積極的に支持するような歴史的背景があったことを示唆し、1883年前後に自由民権運動家などの当時の知識人、地方の有力者による「軍隊教練の大衆的・積極的導入の構想」があった点と「軍隊教練の先導的導入構想は、主として軍隊の外部から生まれた」ことを指摘している\*<sup>3</sup>。筆者もまた軍隊と地域社会との関係を抵抗・摩擦というよりは受容の側面から論じる視点には同意し、全国一律に存在していたとはいえないが、少なからず存在した軍隊外部の軍事思想とそれが教育にどのように関係を構築していたのかを明らかにすることは地方教育史研究において重要だと考える。

この課題に迫っていく上で一つの示唆を提供してくれるのが、斎藤利彦氏の研究である\*<sup>4</sup>。斎藤氏は、1910年の時点で『陸軍将校生徒召募統計表』（陸軍省教育総監部）に記載された全国274の中学校のうち、「1900（明治33）年から同10年までの9年間（1905年度と1909年度は資料欠）」の間に全体の90パーセントの中学校が少なくとも1名以上の進学者を出したと指摘し、こうしたルートは明治後期頃確立し、ほとんどすべての中学校が軍学校との接続関係を実質的にもったと論じている。ここで注目したいのが同氏の研究で挙げられた軍学校へ進んだ者の出身校である。当初から陸軍将校入学の予備教育を為す目的で創設されたという伝統を持つ成城中学校（238人）が筆頭でこそあれ、佐賀中学（84人）、熊本中学（44人）、中学済々黌（熊本、78人）、中学修猷館（福岡、36人）、第一鹿児島中学（34人）という九州地方の中学校が軍学校への進学者を大量に輩出しているのである。このことは、軍と学校教育との関係が必ずしも全国一律に築かれていったものでないことをほのめかすものと言える。本稿では熊本を対象に分析したい。

熊本県下には前述のように軍学校進学率の高い中学校が2校存在した。このうち熊本県熊本中学校は1900年に熊本県中学済々黌を二分して設置されていたものである。つまり、熊本中学および中学済々黌はいわば同根であり、その教育にはまだ私立中学であった済々黌（1882年開校）の運営主体である政治結社紫溟会（1881年設立）の掲げる主義主張が色濃く反映しているのである\*<sup>5</sup>。紫溟会は皇室翼賛の思想を掲げ、近代日本のアジア進出の文脈において1880年代に既に大陸とのパイプを築いてきた国権主義政社であり、教育機関済々黌における教育はその基本的性格として「国家主義教育」という面を持つところまでは従来論じられてきた\*<sup>6</sup>。そこで本稿では紫溟会・済々黌での教育を軍事政策の関わりから迫っていくことで、なぜ熊本に「全国でも屈指の軍学校への進学校」が存在したのかに迫っていきたい。

この課題を考える上で鍵となるのが1883年の徴兵令改正であると考えた。なぜなら、同改正は徴集猶予資格を「官立府県立学校（小学校ヲ除ク）ニ於テ修業一個年以上ノ課程ヲ卒リタル」生徒に与える点において町村立、私立学校への大きな影響を持つものであったため、この改正への対応にこそ地方の教育者の軍事政策に対する態度、地方の抱える事情が露呈すると考えるからである\*<sup>7</sup>。

これまでの教育史研究においてこの徴兵令改正に関して言及がなかったわけではない。例えば、福沢諭吉の主張を中心に慶應義塾での対応について言及したり\*<sup>8</sup>、徴兵令改正を通してうかがえる町村立中学校設置・維持をめぐる県議会の議論が分析されてきた\*<sup>9</sup>。ただしそれらは学校関係者や学生・生徒の動向に焦点をあてたものではなく、「徴兵」観や背後にある軍事・軍隊面の考え方などは主題とされてこなかった。

以上のことから、本稿では熊本の政治結社紫溟会における軍隊に対する考えや・徴兵観を明らかにし、1883年徴兵令改正への対応をあとづけ、その教育史的意義について検討していく。

## 1、1883年前後の軍拡と紫溟会の強兵論

### （1）紫溟会の強兵論

1882年7月に朝鮮半島において壬午事変が勃発した。これを契機として軍隊の整備が急速に進められ、将来の大陸進出に備えて兵力を増強する計画が立てられることとなった。こうした政府・陸軍が押し進める軍拡の流れに先行する動きが熊本の指導者の間には胚胎していた。まず、この動きをおさえておこう。

#### ①紫溟会の対外観

熊本県士族佐々友房、津田静一を中心に1881年に「皇室翼賛・国権拡張」を綱領に掲

## 1883年徴兵令改正と中等教育

げて紫溟会が設立された。この紫溟会の国権主義政社としての特質については先行研究において多く言及されているので、ここでは軍備・外征に絞って指導者であった佐々と津田の主張を確認しておくこととする。

紫溟会発足当時より会を主導してきた佐々は、1874年、20歳の時に陸軍上下士官生徒の募集に応募した経験を持ち、西郷従道の強硬策であった台湾出兵への参加を表明し、征韓論を支持した人物であった。「之（朝鮮一筆者注）を討つに人心の和合如何に在る。此亦人心を統轄するを以て急務とす<sup>\*10</sup>」というように彼は外征によって国内を統一しようという考えを有していた。こうした主張は西郷隆盛を中心とする明治政府の一部にも存在しており、佐々独自のものではない。ここで、注目すべきは征韓論が議論される過程において「我内を見るに自ら手を下す事なくんば益々天下の侮を受く。故に事変に投じ…海外万里の外に横行し殊忠を以て肥後因循の汚名を脱するに非ざれば肥後よく又事をなす事甚だ難し」<sup>\*11</sup>と訴えていることであろう。明治維新の際、熊本藩は佐幕攘夷の方針をとったため、その後の政権争いから脱落していた。佐々は「肥後」に対して抱かれる因循イメージを払拭しようとしていたのである。佐々にとって征韓論こそ、その絶好のチャンスだったといえよう。

一方、津田も17歳になった1869年にアメリカの陸軍士官学校入学を志して渡米した人物であった。実際は学校規定に阻まれて士官学校への入学は果たせず、エール大学で法律・政治を学んだが、彼は次に示すような手紙を幾度も父に送り、日本が抱える対外関係の危機を訴え続けていた。

今少々内能く一和し外国に及ぶ力あらば、実地の調練をなし兵を強くするの一助なるべきに、今の如き因循の光景に而者外国はさて置き我北門必守をさへも他に奪はれんとす嗚呼<sup>\*12</sup>

このように津田はアメリカの地において日本の遅れを痛感し、兵力を増強して北海道の植民開拓と朝鮮へ兵を送ることを熱心にすすめていたのである。

佐々が持つ熊本藩の「因循」と、広く世界的視野から日本の立場をみて主張する津田の「因循」とにはスケールの違いはあるが、外征に帰着した点で共通していたといえよう。佐々は征韓論、西南戦争の敗北を味わった後、再び活動の拠点作りを試みる。その成果が紫溟会の設立であり、そこに帰国直後の津田が加わっていった。

次に上記のような思想的共通点を持つ二人を指導者として活動を広げていった紫溟会の1883年前後の主張を見ていくことにする。

## ②紫溟会の「強兵論」

東アジアの「連帯」を視野にいれた国権論が展開されていることがその特徴とされる紫溟会の機関誌『紫溟雑誌』（1882年3月から発行）には、弱肉強食の時代にあつては「戦」は必須であるという主張が随所にみられるし、更なる言論の場として発行された新聞『紫溟新報』では社説「海軍拡張論（第1～第4）」（1882年8月29日、31日、10月16日、18日付）、「軍備ノ皇張」（1883年3月3日付）などで軍拡支持の主張を展開していた。

その中でも津田が1882年11月に『紫溟雑誌』上で論じた「強兵論」に注目したい。津田は当時沸き起こってきた兵士増員の議論について「苟モ交戦ノ時ニ臨ンデハ常備軍ノミニテハ足ズ必ズ國中ノ壮丁ヲ取メテ役セサル可ラス」という状態になるのであって、「常備ノ現員ハ固ヨリ平時ノ番兵ニ過ギ」ないから常備軍を増やす必要はないと主張する。その上で「我国固有ノ氣風ヲ培養」するような教育を行うことの重要性を説く。彼は「氣風」こそ強国に太刀打ちできる「武器」と捉えており、さらに「全国ヲ挙ゲテ兵トスルニ非レハ不可ナリ」と国民皆兵を主張するのであった。この「氣風」は「無形ノ精神」であつて、「知ラス識ラス千百年間我國民ノ腦裡」に伝わってきたものであるがそれは欧米思想の導入によって衰退していると津田は懸念を示し、仏独戦争でフランスに敗れたナポレオンが「敵氣奮勵ノ氣ヲ培養」した結果、後年昔日の怨をはらした例を挙げて次のように提唱する。すなわち、「我国亦修身ノ教育ニ専ラ和漢忠孝ヲ主トシテ教ヘタルノ書ヲ用ヒ傍ラ古来我国英雄豪傑忠臣烈士ノ偉績ヲ口授」して、一人一人の護国の精神を培うことの重要性を主張するのである。

紫溟会は上述の「強兵論」を掲載した1ヶ月後の1882年12月に「振武会」を熊本の師範家と共に組織している。津田は、「振武会趣旨書」の中で維新後未だ条約改正という課題が克服されていない原因が「独り文智ヲ重ジテ武力ヲ賤ンズルノ弊」だと批判し、皇室、国家を守るために「忠孝節義を貴び、礼義廉恥を重んじ、武芸を鍛錬するを以て主とする」ことで青年子弟に「敵愾ノ氣象」、「日本魂」なるものを振起させることが重要だと述べている。紫溟会は振武会の武道場「講武所」をその教育機関済々黌の北隣に設置し活動を展開していった<sup>\*13</sup>。

## （2）育雄黌の創設

こうした紫溟会の動きと平行して、熊本では1883年11月に熊本鎮台中隊長陸軍歩兵大尉によって「育雄黌」が設立されていた<sup>\*14</sup>。同校の設立目的は「軍事志願ノ者ヲ入学セシメ陸軍武学校召募試験ニ及第スベキ資格ヲ養成スルニアリ」<sup>\*15</sup>とされ、入学者は入学

## 1883年徴兵令改正と中等教育

後「軍務出身志願ニ付今般入校奉願候処御許可相成候ニ就テハ自今御規則厳重ニ相守リ世論ニ惑ハズ政治ニ拘ラズ一身一家ノ為メ志操ヲ動サズ誓テ修身軍務ニ服シ病氣ト雖モ陸軍医官ノ診断ニ依ラズシテ退校ヲ請願ノ儀ハ毛頭仕間敷候事」という誓文を提出することが義務づけられていた。

校長・教師は熊本鎮台在職者で、教師のうち2名が陸軍士官学校（第2期士官生徒）卒業生であった<sup>\*16</sup>。『熊本県教育史』（上巻）は育雄覺での教授教科を「漢学」と「算学」と記しているが、卒業生の回顧録によれば、1886年当時の士官学校試験科目、つまり、読書作文算学に合わせた内容であり、毎週試験を行い合格点に達しないものは外出禁止であったという<sup>\*17</sup>。

この育雄覺卒業生で第一期士官候補生となった緒方多賀雄（1885年頃在籍か）は同校の設立事情について後年次のように述べている。

我熊本は維新に立遅れした結果薩長土の如く有力な将校は殆ど一人も居ないという風で西南戦争当時にも僅かに少佐級が一名居たか居ないという位にて私の知れる範囲に於ては宇土家の家老でありしとかにて井戸重晴という人が出身当初よりの少佐という事で先ず此人位が最上級の一人にて他は下級将校で有つたから他県出身将校の統率指揮に甘んぜねばならぬという有様で、斯くては何時迄経つても熊本人は頭が上らず況や東洋の風雲は大に軍人に期待すべきものあるを思ひ我熊本よりも多数の将校を輩出せねばならぬという事を痛切に感せられたる結果と信ずるのであります。

\*18

この緒方の回想には、先にみた佐々たちの焦りを熊本の軍人層が抱いていたことがうかがえるのではないだろうか。

『熊本県教育史』（上巻）には、1885年当時「済々黌とともに育雄覺が一番業績を挙げている」と記述されている。紫溟会・済々黌と育雄覺との関係を直接示す記録がないため詳細は不明であるが、木村弦雄（紫溟会会員）が佐々にあてた手紙には育雄覺設立は「古荘〔嘉門（紫溟会会員）一筆者注〕着マデ見合せ乞」というように同校と紫溟会との関連を意味する内容が散見され<sup>\*19</sup>、緒方は育雄覺の「生徒は苟も軍人に志す者であつたから済々黌からも入りて来る師範学校からも中学校からも入りて来る県内各郡よりも来る他県特に大分県などからも来るという風」と記している。また、1883年2月ごろから津田が佐々にあてた書簡からは両校の合併話が持ち上がっていたことが確認できる<sup>\*20</sup>。このことから何らかの接点は持ち合わせていたとはいえるであろう。

緒方は育雄覺の様子を「本校は其目的に顧み体育といふ事に聊か注意」を払っていたと

回顧し、「濟々黌と余り変わりはありません」と振り返っている\*<sup>21</sup>。次に濟々黌ではどのような教育がなされていたのかについてみていきたい。

### (3) 濟々黌の教育—「体育」の奨励

濟々黌とは、佐々が西南戦争の敗北を経験した後の 1880 年に「皇威ノ尊嚴ヲ益シ 我が 國權ノ拡張ヲ謀ラントス」という主旨をもって建てた私塾同心学舎を母胎にして、紫溟会がその師弟養成のために開校させた私立中学校である。同校が紫溟会の主義を反映して教育を「国家ヲ救済スル」ものと規定し、「国家有用の資に供」することをその目的として発足した点から、従来の研究では濟々黌での教育は「国家主義」的であったと評されてきた\*<sup>22</sup>。本稿では特に佐々の言説や卒業生の回想録により濟々黌の教育方針や日常の実践について探ることとする。

佐々は紫溟会が主宰する東肥教育会において「日本の教育主義」という演説を行い自らの教育論を展開している\*<sup>23</sup>。彼は「往時」の日本の教育を肯定的に捉えており、維新以前の日本では「和漢」の書籍を通して「道德」を学ぶことと「武芸」によって「体格を練る」ことが行われていたのに、現在では「偏知主義」に陥っている、と明治維新から十数年間の文部省の教育政策を批判し、自分は「徳育、体育の忽にすべからざる」と方針を明確にしている。

この佐々の主張は 1888 年頃のものであるが、そうした考え方は濟々黌設立以来一貫していたであろうことが、学科課程と先に述べた振武会のつながりから確認できる。濟々黌の学科課程の変遷を追うと、1882 年の開校時は「皇漢学数学物理法律文章撃劍」であり、それが翌年 12 月に「経学読書文章数学地理史学理化学撃劍健歩」と改正され、上述した振武会発足と同時期に「健歩」が正科に加えられている\*<sup>24</sup>。そして、卒業生の「学校の裏に振武会といふ撃劍を教へる所が在り、柔道を教へる所も在り、殆ど是は正科の如くしてやらねばならないという事」\*<sup>25</sup>、「濟々黌では特に之（武骨—筆者注）を奨励して振武会の道場を借つて之を学ばしめ」という記述からも振武会と濟々黌が一体となって教育機能を果たしていたことが窺えるのである。振武会発起人中、3 人が濟々黌の「撃劍」担当の教員であり、振武会創設員の一人であった剣道新陰流師範の和田伝が会設立の 1882 年より約 30 年間、同黌の「撃劍」の教員であったこともそれを裏付けるものであろう。

「撃劍」そのものは当時広く行われ、例えば濟々黌と思想的にも対立的位置にあった大江義塾でも課外授業として行われていたことである\*<sup>26</sup>。ただし、大江義塾のそれは生徒の自治活動の一環として実施されていた。濟々黌では、佐々の「体育」観と振武会の主旨を

## 1883年徴兵令改正と中等教育

背景に「体育」は生徒の一課外活動に止まらず、師範家から直に学ぶ重い位置を与えられていたのである。

上記の済々黌での実践例からみて佐々にとって「体育」とは「武芸」の延長としてイメージされたものであったといえるが、このような「体育」観を持つ彼が積極的に「体育」を奨励する理由こそ注目されねばならない。それは、1888年に記した三綱領（正倫理明大義 重廉恥振元気 磨知識進文明）の一つである「重廉恥振元気」の説明に最もよく表れている。佐々は「道義ヲ以テ廉恥ヲ重シ外形ノ体力ヲ以テ元気ヲ振ヒ交々相涵養セシメント欲スル」と廉恥と元気の涵養を説き、この「元気」をもって「世界各国ニ対峙ス可シ」と主張し、「体育」の目的を次のように記している。

我黌モ亦夙ニ体育ノ科ヲ盛ニシ無事ノ時ニ方リテハ其職業ニ堪ユル体力ヲ養成シ有事ノ日ニ方リテハ疆場ニ従事シ国民護国ノ義務ヲ全フセシメント欲ス\*<sup>27</sup>

つまり、「体育」が体力の養成であると同時に、有事に「国民」として国を守るという義務を果たすことに繋がっていたのである。

## 2、1883年徴兵令改正と紫溟会

ここまで紫溟会を中心とする軍拡を支持する考え方を確認し、彼らがそれに貢献する人材を「体育」を重視する方法を取り入れながら済々黌で養成しようとしてきたことを明らかにしてきた。済々黌は敷地面積や収支では県立熊本中学校に劣るものの、生徒数は1882年81人（89人）、1883年242（135人）とリードするほどの規模となっていた〔（ ）内の数字は県立熊本中学校の生徒数〕\*<sup>28</sup>。本章では、上述のような考え方を持ちながら「成長」してきた紫溟会の教育事業が1883年徴兵令改正に対して如何なる反応をし、対応したのかについてみていくことにする。

### （1）私立学校の反応

先述したように1883年の徴兵令改正によって、町村立・私立学校は学校運営上深刻な打撃を受けたとされる。それまで私学の中で唯一特例として扱われていた慶應義塾もその特典を奪われて深刻な打撃をうけ、福沢諭吉が『全国徴兵論』を著して私立学校への差別扱いの不当なことを論じたのは周知の通りであり、ジャーナリズムも学校の公私を区別するその改正に批判していた\*<sup>29</sup>。こうした動きは熊本でも例外ではなかった。

『熊本新聞』（1884年2月14日）は社説「私立学校生徒ニ徴集猶予ノ特例ヲ臨ムノ議」において、官立学校のみにも与えられる徴兵猶予の特典について私立か公立かの違いは財源の違いであって、それ以外に差はないのであり、私立であっても府県立学校に勝る学校も



あるということを理由にその不公平さを批判していた。このような波紋が広がる中での国権主義政社紫溟会の反応の特徴を見いだすために、まず、民権私塾大江義塾の反応を押さえておくことにする。

塾長徳富蘇峰の著作等にはこの件について特に言及はみられないが、塾生の反応として『大江義塾雑誌』の中に徴兵令改正、及び兵役制度についての貴重な意見を見ることが出来る<sup>\*30</sup>。

兵役制度については 1885 年 4 月末に書かれた「国民ノ兵役ヲ嫌悪スルノ論」（作者不明）に大江義塾塾生の見解が窺える。この文章の執筆者は、隣国である中国は兵が弱いために他国から損傷をうけたのであり、ギリシアは文弱に陥ったために禍を受けてしまったということとその根拠としながら、非常時に備えるためのもの、国家の安寧幸福を保護するものとして兵役制度の存在価値を認め、それを国民の義務だと考えている。さらに、「兵ナル者ハ一國ノ如何ニ関シ幸福ノ保護ナリト云ハザアル可カラズ。（中略）苟モ國ヲ愛スルノ士ハ何ゾ奮テ兵ト為ラザル。」というように「愛国心」があれば兵となることは拒否しないはずだと立場さえ表明している。国家や人民のための兵なら「進ンデ劍ヲ掲ケ銃ヲ取」る覚悟はあるという文の締めくくりからみても、市民革命を経て形成される「国民軍」のような軍隊を執筆者が肯定的に捉えていることが読みとれる。しかし、この執筆者は当時の日本の兵役制度、すなわち徴兵制度には反対する。それは、明治政府が国民に参政権を認めず、出版、言論の自由も与えず人民を抑圧しており、私利私欲に走っているから、つまり、政府の有り様に問題があるからだと言明する。ここには「今日ノ兵ハ政府ノ兵ナリ。政府ハ之レ奴輩ノ政府ナリ。奴輩ノ政府ナレバ兵モ又タ奴輩ノ兵タルニ過ギザルナリ」というように「奴輩」の政府に徴集された兵は、政府の「奴輩」でしかありえない、国防のためというより、人民の政府への不満抑制のためだという徴兵制度への問題意識が明確に示されている。

そして、徴兵令改正については、「先キニハ是ヲ蛇蝎ノ如クニ嫌忌シ百方手ヲ尽シテ遁路ヲ求メタルモ、今ハ百術茲ニ尽キ空シク涙ヲ含ミ怨ヲ呑ンデ強テ就役スルニ至レリ。此ニ於テ貧ハ益々貧、愚ハ益々愚、大小交々其禍ヲ蒙ラザル者ナキニ至レリ」と述べ、明治維新以来の政府の暴政の一つだと嘆いている。大江義塾もまた他の私立学校同様に以下に示すように苦難を強いられたのである。

明治十七年ナリ。（中略）此ニ政府ハ又タ大ニ海陸軍ヲ拡張シ、徴兵令ヲ布告セリ。此ノ一事コソ不幸ナリ、義塾ニ取テ不幸ナレ。其ノ骨子精神トモ言フ可キ義塾進歩ノ朋友ハ、或ハ其ノ身ノ危ニ逼リ己ヲ得ズ官立校ニ入ル者アリ、或ハ遊学スル者アリ、

## 1883年徴兵令改正と中等教育

或ハ辞シテ故山ニ帰ル者アリ。今ヤ義塾ニ留ル者ハ惟妙齡ナル微弱ナル少数ノミ。今ヤ義塾ハ又タ進歩ヲ変ジテ、亡滅衰亡ニ瀕セリ。又タ茲ニ一人ノ義士出現スルナク、折角ニモ汗血以テ去歳ノ衰運ヲ挽回シ進歩的トナシ、望ミアル頼母敷キ境遇トナシタルニ、今ヤ又タ衰亡ヲ来サントハ。嗚呼其ノ旭日ノ勢トナリシハ、去歳ニアラズヤ。而シテ今又此ノ如シ<sup>31</sup>。

このように大江義塾でもまた徴兵令改正の影響をうけ、塾生が激減した。その後、「義塾第二困難痛苦の時代を乗り越えて、基礎整い、塾勢上昇の機運<sup>32</sup>」をみせたとされるが、その2年後の1887年には塾長徳富の上京が重なって閉塾に至ったのである。

### (2) 紫溟会の反応

次に紫溟会の反応を分析していく。『紫溟新報』は1883年の徴兵令改正について1884年1月10日から4日連続で「徴兵令ノ改正」と題して全容を掲載し、同年3月12日の社説「徴兵令ノ改正影響ヲ文事ニ及ボス」において、徴兵猶予を得るには学問をするしかなく、具体的には官公立学校に進学するしかないとすれば、こぞってみな就学することになる、つまり「学事」の振興に繋がると分析している。指摘はそれだけに終わらない。例えば「文事」に励んだとしても全員が上位を狙えるわけではないし、そもそも「文事」を志すものと「武」に「服す」ものには「精神・骨格等」に差があり、兵役の面からすれば軟弱な人間はいらないのだから、この徴兵令改正によって、より適した人間が兵役に就くことになるというのである。このような視点に立つ紫溟会では師弟にどのような態度を示したのだろうか。次に見てみたい。

#### ① 佐々の徴兵観

佐々はこの1883年の徴兵令改正公布後に演説を行っており、ここに彼の徴兵観がよくあらわれている<sup>33</sup>。佐々はまずこの徴兵令改正によって私立学校の生徒が争って官立公立学校に転じている現状を押さえた上で「徴兵忌避ノ念アラバ請フ速ニ退校セヨ予ハ敢テ之ヲ抑留セザルナリ」と言い放っている。佐々は徴兵を「国家ノ独立ノ維持モ人民ノ安寧ヲ維持スルノ一大機関ナリ」と捉えており、国家の独立、人民の安寧のために存在する徴兵は「国民ノ一大義務」だという。そして、日本の「青年書生」は、フランス、ドイツ、アメリカの「武備」が盛んであるのは国民皆兵制度を敷き、国民が兵役を重んじているからだということを理解しようともせず、欧米諸国の強さを説き、日本の兵備が整わないのを嘆く一方で、いざ自分が徴兵されるとなると徴兵を忌避し、免役の策を講じている、それはどういうことか、と日本の「青年書生」を痛烈に批判するのであった。

## 佐喜本 愛

しかし、佐々自身がそれらの国々のシステムを詳しく理解していたとは言い難く、佐々は日本の「国粹」を持ち出して徴兵を忌避する「精神」を問題視していた。彼の言う「国粹」とは「古来我國民ノ精神トナリ頭腦トナリ以テ我國ノ光ヲ海外ニ放チタル」、「尚武ノ氣象」を指しており、それは「防ノ遺宝」だという。彼はその「国粹」を前提として「日本男兒ノ面目」、「恥」といった観念的な言葉を繰り返しながら、「忠君愛國廉恥氣節等ノ文字ヲ講究」する済々黌の教育で養おうとしている「尚武ノ氣象」の重要性、正当性を主張するのであった。こうした佐々の論理は先に見た大江義塾の塾生が明治政府の政策を批判し、近代国家と兵役の関係を客観的に論じようとしたこととは大きな違いがあるといえよう。

佐々は福沢らが批判したこの徴兵令改正の問題点、すなわち公私の別という学校格差について批判するどころか、この演説の中で再三、徴兵忌避を望むような人間は済々黌の生徒ではない、退校せよ、という強気の姿勢をみせていた。では、生徒数はどのように変化したのだろうか。『熊本県統計書』をもとに済々黌と県立熊本中学校の生徒数を表したのが次の表である。

	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年
県立熊本中学	135	120	161	179	178
済々黌	242	530	550	388	284

これを見る限り、生徒数の激減は確認できないが、この徴兵令改正後、済々黌の教師であった友枝庄蔵が佐々に送った手紙には「退塾」希望の多数の生徒がおり、その理由はどうも「師範校ニ入りテ兵役ヲ免ルルノ目的」のようであるという旨が記されている。学校経営上の苦難が皆無であったというわけではなさそうである\*<sup>34</sup>そこで次に佐々は自らの教育理念をもちながら学校経営者としてどのような対策を取ったのかについて見ていくことにする。

### ②歩兵操練の導入

私立学校済々黌経営の危機に対して光明を与えたのが在京紫溟会役員であり、当時学習院御用掛であった木村弦雄だった。木村は徴兵令改正後、1ヶ月も経たない1884年1月に「私立学校大困難ト想像」するが済々黌ではどのような対策を取るのかをたずねる手紙を佐々に送り、次のような提案を行っている。

此上ハ断然奮発シテ進取之方可然、其方法ハ済々学校中ニ歩兵操練之科ヲ設ケ鎮台ヨリ可然士官ヲ引受凡ソ生徒ノ年齢一六七歳ニ至候得者日之一二時間ツ、右練兵之事ヲ稽古為致一九歳近ク相成候時ハ大体歩兵ノ業丈ハ出来ル様ニ致シ扱適令之時右操

## 1883年徴兵令改正と中等教育

体科ノ試験ヲ受而兵役之 時期ヲ短クスル事ヲ計ルハ上策ト相考候<sup>35</sup>

木村は上記の手紙の4日後にもまた「済々黷規則ニ歩兵操練科ヲ置クコト如何セリヤ」と再度その対策について案を送付するなど、この問題に対して敏感、且つ積極的な関わりを示していた。

この「歩兵操練」科とは文部省が1880年9月より体操伝習所に仮設していたものである。それは3年後の1883年に出された改正徴兵令第12条「現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公立学校小学校ヲ除クノ歩兵操練科卒業証書ヲ所持スル者ハ其期末タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ」という条文に基づき小学校を除いた官立公立学校に拡大されることとなった。先述した遠藤芳信氏の研究によると、この徴兵令改正後の1884年4月より各府県で歩兵操練科の教授を郡区駐在官や隊付下士に依頼する動きがみられるようになり、森有礼が文部省御用掛となった同年4月には文部省は官立府県学校における歩兵操練科の設置に積極的になったという。『文部省年報』からは府県立中学校におけるその導入は1884年度には37府県中8府県であったが、1885年度には39府県中15府県と倍増していることが確認でき、『熊本県教育史』（上巻）によれば県立熊本中学校での歩兵操練科の授業開始は1885年だった。済々黷では木村の提案を受け、1884年の4月に学科を改正し、他の教科が軒並み週3時間程度であるところ、本科1級から6級まですべて週6時間設定する形で<sup>36</sup>、熊本第13連隊の現役士官沼田九八郎、助手浅井政治を教官として歩兵操練科を増設するという迅速な対応をしたのだった<sup>37</sup>。

### 3、紫溟会の軍事教育思想とその展開

#### (1) 「官立同等資格」の獲得

さて、上述の歩兵操練科は学業保護・徴兵忌避が絡んで設置される傾向があったとされる。例えば、埼玉県や長野県の町村立中学校では、県立化が現実的ではないことから歩兵操練科の設置によって徴兵令の特典を得ることを目的として設置の準備を行ったという<sup>38</sup>。第1、2章でみたような軍隊支持の主張を展開していた紫溟会・済々黷が歩兵操練科を設置した意味をその後の動きを追うことによってさらに考えてみたい。

この1883年徴兵令改正に対する私立学校関係者の多数の批判の沸き起こりに対して文部省は譲歩を示した。1886年11月30日の徴兵令改正追加（勅令第73号）がそれである。この改正により、徴兵令第11条、12条、18条第2項、第19条中「小学校ヲ除ク」の下、及び第20条第3項、第5項中「学校」の下に「及ヒ文部大臣に於テ認メタル之ト同等ノ学校」が追加されたのである。そして、その翌年3月31日に「同等ノ学校」と認可する

## 佐喜本 愛

具体的な指針3項目を示した訓令がだされ、学力面、校長・教員の有り様、そして毎年2400円以上の収入という資金面がその基準とされることとなった<sup>\*39</sup>。

結論を先取りすれば済々黌はこの「同等ノ学校」の資格を得て徴兵猶予の特権を得ている。この特権を得るのはたやすいことではなかった。この時期に官立府県立学校と同等の学校の認定申請を行った私立学校としては慶應義塾、東京専門学校、攻玉社、東京英和学校、東洋英和学校、済生学社、同人社の7校があったがいずれも認可されていない<sup>\*40</sup>。そのような状況で一地方の私立中学校であった済々黌はどうして認可を得ることができたのか。この点に迫ってみたい。

1887年2月に森有礼文部大臣が九州巡視を行った際、済々黌を訪れて同校のことを賛美したことはよく知られている。このとき、森と佐々・済々黌を仲介したのは井上毅であった。それは済々黌の維持資金と高等学校設立にかかわっていたといえよう。

ここで井上と紫溟会・佐々の関係について説明しておく。井上は単に熊本県出身者であるというだけでなく、紫溟会設立に関与していた。井上は1881年に県出身者の在官人と共に官民調和、民権派の糾合を狙って熊本県内すべての政治集団を統合して「忘吾会」組織させている。これを温床として成立した政治団体が紫溟会だったのである<sup>\*41</sup>。よって、井上を始めとする県出身在官人と紫溟会はその後も密な接触を保っており、設立より苦労してきた済々黌の資金獲得にも関与していた。1883年に同郷で天皇侍講であった元田永孚の手配により宮内省より恩賜金が下賜されるが資金不足は大して変わらなかったことから、1885年に旧肥後藩主の弟長岡護美、安場保和ら在京の官僚役70人が集まり、済々黌維持のための資金募集を計画し2万数千円を徴収している<sup>\*42</sup>。こうした在京の紫溟会関係者の資金調達活動が度々行われていたが、済々黌の資金不足は深刻だった。例えば、1884年12月には『紫溟新報』に「学校維持意見」という記事を載せ「各郡中ニ資金ヲ有セラルル有志者ニハタトヒ済々黌ニハ維持金十分シタルモ十分二十分ヲ加フルハ決シテ学校ノ為ニ憂フベキコトニアラサルノミナラス愈々学校ニ取りテハ結構至極ニ候ヘハ一層モ二層モ御奮発アリテ幾千金ヲ抛タシ以テ御地ノ教育ヲシテ至極充分ニ善良完全ナラシメルルコト」と読者に寄付を懇願するほどであった。井上は「困却ハ済々黌一條也」と嘆き「何事も六ヶ布百断念スル外無之 益々フサガリ之勢ニ有之候、就而者資金持続之見込無之候」と佐々に手紙を送り、東京においても資金集めの困難状況を伝えていた<sup>\*43</sup>。

1887年2月、森は佐々に対して済々黌は「良学校」ではあるが資金がないので細川家と富岡熊本県知事に資金のことを相談するように話を持ちかけた<sup>\*44</sup>。実は森と佐々の対面に先立ち既に井上、森、富岡、長岡は済々黌維持についてお互いに意見を交換しており、

## 1883年徴兵令改正と中等教育

佐々に相談された富岡は熊本にある養蚕会社の資金の半分（2万5千円）に5千円を足した3万円を済々黌維持費に回し、1万円を高等中学校建設にあてることを提案した\*45。

記録によれば同年4月、佐々が上京して森を訪ねた際、森は「一体地方税ニテ中学校ヲ立ツルハ宜シクナイ」ので「済々黌ヲ高等中学校ノ予備ニスル方宜カルベシ\*46」と言ったという。それに対して佐々は「予備ト云ヘバ高等中学校一校ノ生ニ限ルカ」と尋ね、森の「是迄ノ通海陸軍士官生徒ニモナルシ其他ニモナルベシ要スルニ重ニ高等中学校ニ入ルトノ主意ナリ」という返答をもらい、そこで「済々黌資金出来ノ上ハ文部省告示ノ如ク官立同様徴兵猶予ノ資格ヲ許容セラルルモノカ」と確認すると森は「固ヨリ許可スル筈ナリ」と答えたという。その後の論争の過程を示す史料は提示できないが、佐々らは「徴兵令第11条第12条第18条第2項第19条第20条第3項第5項官立府県立学校全等ノ資格ヲ附与セラレンコトヲ出願」して10月5日付で「本校官公立学校ト全等御認可願」を熊本県知事に提出した。問題の維持金は旧藩主細川家が出資し、1887年10月16日付で同家から3万円の寄付を受け、この資本金を基本金として細川家に預け利子に関する契約を結び、結果1年間に5千9百円という収入を確保することができた。そうした条件が整い、19日付で文部大臣森有礼よりその承認を得る運びとなった\*47。官立同等の資格を得ていた学校は独逸学協会学校のみであり、済々黌の同等資格は全国2番目での取得であった。

こうした紫溟会の政治力を背景として、同年12月の通常県議会において県立熊本中学校の予算編成が否決され、翌年3月で同校は廃止となる。表面的には中学校令に逆らう措置を熊本ではとったのであるが、その代わり官公立と同等の資格を得た済々黌が一府県一校の府県立学校として機能することとなった。

### （2）軍との連携

さて、先に見てきたように佐々は徴兵忌避を希求する生徒を痛烈に批判していた。そんな彼は官公立と同等の資格を得て徴兵猶予の特権を自ら得たという矛盾をどのように説明していくのだろうか。

1888年5月28日にまとめた「済々黌歴史」において徴兵令改正が公布された時のことを次のように記述している

十七年二月徴兵令改正ノ事アリ是実ニ私立学校ニ於テノ一大難事ナリトス何トナレハ官公立学校生徒ハ徴兵猶予ノ特典アリ而シテ私立学校生徒ニ及ハス故ヲ以テ子弟ノ徴兵ヲ忌避スル者ハ争テ私立校ヲ脱シテ官公立ニ入ラント現ニ東京諸私立校ヲ始め全国風靡ノ勢イヲ呈シ為メニ廃校スルニ至ルモノ多シト云曰ク某々県ノ如キ私立

## 佐喜本 愛

ニシテ公立ノ名ヲ冒シ以テ其ノ危難ヲ免ルト我覺亦之ニ倣フヲ得策トス云々予固ク執テ不可トス曰ク我覺ノ主旨ニ非ズト乃チ生徒ヲ集メ演説シテ曰ク我覺ハ私立ナリ徴兵猶予ノ限ニ非ズ若シ諸子ニシテ徴兵忌避ノ念アラハ請フ速カニ退校セヨ抑モ日本男児ニシテ兵事ヲ忌避スル是レハ国民ノ資格ヲ失スルモノナリ亦我覺ノ生徒ニ非ス現時徴兵忌避ノ習慣アル実ニ我邦歴史上ノ一大瑕瑾ナリ豈外人ニ恥ヂランヤ嗚呼文明有為ノ人士ニシテ曾テ封建時代ノ一武士ニダモ如カザル乎云々其後曾テ一人ノ退校スル者ナカリシ蓋シ一場ノ演説之ヲシテ然ラシムルニ非ス平昔教養素アルノ致ス処ナリト自信セサルヲ得サルナリ\*48。

この史料には先に見た演説と同様の主旨が書かれ、佐々の基本的スタンスを読みとることができるだろう。先述の演説と違う点は、この徴兵令改正公布後、「生徒」が徴兵猶予の特典のある公立学校を選ぶために学校経営が困難になった私立学校の多くが、徴兵猶予の特典のある公立になってそれを解決しようとしている点を明確に批判していることである。この文章を佐々が執筆した 1888 年には済々黌は既に官公立と同等の資格を得ているので一見矛盾しているようにも思えるが、だからこそ、済々黌の方針を確認し、徴兵令改正をめぐる私立学校との対応の差を特に強調することが必要だったと考えられるのではないだろうか。佐々はこの記述の後に次のように記述している。

二十年一月文部大臣森有礼氏九州巡視アリ我覺ニ臨ミ我覺ノ創立及ヒ沿革ヨリ主義、目的、気風、諸学科等一々審査セラル後屢々称赞ノ語ヲ賜フ蓋シ我覺多年教養スル所ノ精神気風ニ至リ深く大臣ノ意ニ合セリト云嗚呼予輩多年滔々タル教海ノ逆流ニ屹立シ自信自立敢テ動カサリシ豈凶ラン今ニシテ光風霽月ノ運ニ至ラントハ誰カ天下知己ナシト云フ乎

つまり、「逆流」に負けることなく貫いてきた教育方針は文部大臣に賛美され認められるものであった、だから官公立同等資格を得ることができたのだと主張するのである。「独逸協会学校嘗テ此特典アリ全校名ハ私立ナルモ其実ハ文部省ノ保護ヲ受ク」ものであるから、済々黌こそ官公立同等資格を得た私立学校の嚆矢だと自負するのである。佐々の本音と建て前、すなわち学校経営者としては徴兵猶予の特典は欲しいが、教育者として理念を覆すわけにはいかないという微妙な立場は、このように解決されるのであった。

そして、事実、学業保護のための特典獲得ではなかったことは、官公立同等の資格を得た後の教育実践から指摘できる。

佐々は済々黌の規則の特徴として「一、毎月五里以上の地に遠足す。」を挙げている。それは体力の練成だけでなく友愛、忍耐力の涵養を狙った多目的なもので、当時在籍中で

## 1883年徴兵令改正と中等教育

あった生徒の回顧録からもこのような遠足や行軍が行われていたことが確認できる\*49。

また、佐々らがこだわった軍隊との接触も教育実践の中で垣間見ることができる。1884年同窓生は済々黌が学校の祝典の時には振武会からだけでなく熊本鎮台からも招待していたことを記し、1889年同窓生は「正平四年正行は」という軍歌を熊本第13連隊の現役士官より教えて貰ったと振り返っている\*50。そうした回想録のみならず、正規の学校記録として確認することが出来る。例えば、先に述べた行軍の正規の記録として1888年6月に行われた長崎への行軍に関する記述がある。執筆者はこの行軍を記録した目的について、それが「当校生徒ニ海軍組織ノ盛大ナルコトヲ目撃セシメ以テ其心志ヲ鼓舞セント欲シ」という明確な意図をもって実行されたことを記すことと、この行軍の費用を熊本出身の現役海軍士官が援助していることを書き残すためだとしている。記録に依ればこの行軍で海軍士官らは生徒に向かって済々黌生徒に軍隊を志望するよう演説をしている。この演説部分はその後、雑誌『文学世界』に掲載されており、広く生徒の目にとまったであろうことは推測できるだろう。この行軍に参加した生徒自らが書いた記述がないため生徒自身の反応はわからない。しかし、このようなあり方で学校と軍が接触を持ち、ある一定の「効果」を得ていたであろうことは実際の卒業生の進路からも推測できるだろう。進路状況は以下の通りである。

卒業年	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900
卒業生数	5	8	10	11	21	33	45	89	85	66
軍学校 進学者	1	1	3	2	2	11	20	4	21	33

※ 『熊本県立中学済々黌卒業生一覧』（1909年調べ）済々黌史料館所蔵、  
『同窓会員名簿』（済々黌同窓会、1972年）より作成。

### まとめ

以上の考察から明らかになったことをまとめておきたい。

まず、紫溟会の軍隊支持論は同会の人々が抱える「因循」の打開策の一角を担うものとして表明されていたことである。そして、彼らの気持ちを表す「敵愾ノ気象」、「日本魂」、「尚武ノ気象」という観念は、近世以来の武士の文化であった武芸をベースにした「体育」を重視する教育で養われていた。

そうした紫溟会・済々黌設立当初より掲げてきた教育方針からすれば、生徒が職業軍人



## 佐喜本 愛

となることは選択肢の一つとなりえたであろうし、「国家」のために徴兵を受け入れることは至極当然のことであったと考えられる。1883年徴兵令改正は、その特徴上、彼らに学校運営上の現実的課題に直面させることとなった。ただし、それは結果として学校の存在基盤を強固にするものに働いたといえるであろう。

佐々らからすれば紫溟会・済々黷設立以来培ってきた教育の有り様が否定されることなく、制度的基盤を獲得して学校経営を維持していくことに成功したといえる。本稿の考察を通じてこのことに注意する必要があるのではないだろうか。確かに国権主義的な組織が経営する学校が、軍事的な教育に傾斜することは何も不思議なことではない。しかし、例えば1884年に自由民権家桜井静が「私立兵事学校」設立の旨を申請するが文部省は却下しているし、文武講習所（成城学校の前身）や上記の攻玉社もまた教育令所掲の学校認定を願い出ていたがそれもまた認められていないのである。職業軍人のみの育成ではなく、「普通科」を教授する「中学校」として体裁が整えられ、尋常中学として熊本の地に確固たる地位を築いた済々黷教育の根底に、本稿で見てきた軍隊支持・国民皆兵を主張する教育方針が根付いていることの意味は大きいであろう。

例えば、佐々は森有礼の文教施策には共感し、森の諸政策を「偏智主義を抑え盛に徳体二育を奨励し就中体育を拡張し気風養成を主とし四民の資格を造るを務め三育並行」を行う「我国教育の一大改革」だと評価していた（「日本の教育主義」）。周知のように森は「身体ノ能力」の中で兵式体操を「決シテ軍務ノ為ニ設ケ、意想ヲ其間ニ寓セシ者ニ非サルコトヲ明ラシム可シ」と軍隊における軍事教練としての体操との区別を明らかにする配慮を促している。そうした森の主観的意図とは別に、紫溟会・済々黷では森の教育政策を自分たち流に解釈しながら森文政期にひとつの方向性を作り出していたのである。

---

\*<sup>1</sup> 例えば、松下芳男『徴兵令制定史』（内外書房、1942年）、大江志乃夫『徴兵制』（岩波書店、1981年）、加藤陽子『徴兵制と近代日本』（吉川弘文館、1996年）など。

\*<sup>2</sup> 荒川章二『軍隊と地域』（青木書店、2001年）など。

\*<sup>3</sup> 遠藤芳信『近代日本軍隊教育史研究』（青木書店、1994年）。

\*<sup>4</sup> 斎藤利彦『競争と管理の学校史—明治後期中学校教育の展開—』（東京大学出版会、1995年、第3章）。

\*<sup>5</sup> 本山幸彦「国権主義運動と教育活動—熊本の紫溟会と済々黷の関係をめぐって—」『近

代日本の政治と教育』(ミネルヴァ書房、1972年)、花立三郎「明治十年代熊本における政治と教育『季刊日本思想史』(ペリカン社、第7号、1978年)など。

\*<sup>6</sup>紫溟会に関する研究は以下の通り。船木邦彦「熊本国権党の研究—佐々友房を中心として—(1)～(4)」『歴史と現代』(九州近代史研究会)5～7号、1964年]、上村希美雄「熊本国権党の成立」(『近代熊本』17号、1975年)、広瀬玲子「アジア連帯主義から大アジア主義へ—熊本紫溟会を中心として—」『史艸』(日本女子大学史学科)、18号、1977年]、佐々博雄「熊本国権党と朝鮮における新聞事業」『国士館大学人文学会紀要』(国士館大学文学部人文学会)9号、1977年]、同「熊本国権党系の実業振興策と対外活動—地域利益との関連を中心として—」[同『紀要』24号、1991年]。

\*<sup>7</sup>1879年の徴兵令改正においてすでに私立学校は官立公立と区別され、特典の対象とはされていないが、徴兵令そのものが代人料制をはじめ未だ免役条項を兼ね備えていたため学校生徒にはそれほどまだ深刻な問題をなげかけていなかった。[掛本勲夫「徴兵令と教育—一年志願兵制度の成立過程を中心として—」『筑波大学教育学系論集』第5巻、1981年]。

\*<sup>8</sup>『慶應義塾五十年史』(慶應義塾、1907年)、『慶應義塾百年史』(同、1958年)、中野目徹「徴兵・華族・私学—官庁文書にみる福沢諭吉、慶應義塾—」『近代日本研究』第5巻、1989年、寺崎修「徴兵令と慶應義塾」『日本政治の構造と展開—慶應義塾大学法学部政治科開設百年記念論文集』(慶應義塾大学出版会、1998年)。

\*<sup>9</sup>掛本勲夫「教育令期における『地方自治』論に関する一考察」『筑波大学教育学系論集』第4巻、1980年、三木一司「兵庫県における県立中学校設置要求と徴兵令の改正」『九州教育学会研究紀要』第22巻、1994年。

\*<sup>10</sup>佐々友房「松野、深野、友成大兄への書簡 1875年9月21日」『克堂佐々先生遺稿』改造社、1936年。

\*<sup>11</sup>同上。

\*<sup>12</sup>「年号不明(1870年か)7月16日付父山三郎宛書面」『榎溪津田先生伝纂』(能田益貴、1933年)。

\*<sup>13</sup>1883年2月に開かれたその落成式には来熊中の山県有朋をはじめ、熊本鎮台の士官、県内各地の名士2500人が列席したとされている。振武会は1895年に京都府知事を会長として「大日本武徳会」が創設された後はその支部として吸収され、解散することになるが個別に「追遠会」を組織し活動は続けていくと共に、済々黻との接触も持ち続けて

いる。(『済々黌百年史』1982年)。

\*<sup>14</sup> 軍人による軍人志望のための学校としては例えば佐賀干城社(1885年創設)がある。

\*<sup>15</sup> 「第5章第4節中等教育 育雄黌」『熊本県教育史』(上巻)、1931年。

\*<sup>16</sup> 校長は熊本鎮台現役少将井門重晴、幹事は歩兵大尉木村好徳、砲兵大尉永田亀(日清戦争時野戦砲兵第五聯隊第三大隊長)、会計砲兵第六連帯の会計三軍吏江口和俊。生徒数は1883年-35人、1884年-53人(『熊本県統計書 明治16年』より)。同統計書が1885年から1890年まで欠落しているため2年間しか明らかでない。1886年に育雄黌に在籍したと思われる山隈康は「生徒数は30から40で一番多いときが50」だと語っている。なお、育雄黌の廃止は『熊本県教育史』(上巻)によれば「廃止ノ書類ハ見当ラサルモ学事統計二十三年ニハ学校名ナシ」「本校は明治廿一年マデ存続」とある。

\*<sup>17</sup> 『熊本県教育史』(上巻)1931年。官学校生徒入学検査格例」1885年1月17日陸軍省達『官報』。

\*<sup>18</sup> 緒方多賀雄「育雄黌に就て」『熊本県教育史』1931年所収。

\*<sup>19</sup> 1883年5月20日佐々友房宛木村弦雄書簡、佐々友房関係文書、国立国会図書館憲政資料室所蔵。以下『文書』と略す。

\*<sup>20</sup> 1884年2月22日 佐々友房宛津田静一書簡、『文書』。

\*<sup>21</sup> 同上。

\*<sup>22</sup> 前掲本山論文参照。

\*<sup>23</sup> 佐々友房「日本の教育主義」(東肥教育会演説筆記)『文学世界』第11号、1888年4月。「東肥教育会」は1888年2月に設立されていることから、この演説は1888年2月から4月の間に行われたものと思われる。なお、『文学世界』は済々黌内大東立教雑誌社が1887年1月に創刊した『大東立教雑誌』(第1~10号)を同年4月に改題して出版した雑誌であり、第18号(1888年12月)まで発行された。

\*<sup>24</sup> 佐々友房「済々黌歴史」1888年、『文書』。

\*<sup>25</sup> 山田珠一(1885年卒)「学生気風の変遷」『熊本県教育史』(上巻)、1931年。

\*<sup>26</sup> 花立三郎『大江義塾-民権私塾の教育と思想』(ぺりかん社、1982年)。

\*<sup>27</sup> 同上。

\*<sup>28</sup> 『熊本県統計書』(1882年、1883年)。

\*<sup>29</sup> 註7、8を参照。

\*<sup>30</sup> 洪水文庫所蔵「大江義塾資料」には『大江義塾雑誌』が残されている。『大江義塾雑

誌』は1882年5月26日より発刊されていた。その方針として月2回発行が目指されていたようであるが、1883年九月から翌年初頭まで休刊(1月末再刊)している。本稿上、検討を有する時期は本文中の史料が語るように1883年の徴兵令改正を受けて塾生が激減しており、雑誌の発刊どころではなかったのが現実であったのだろう。現存する雑誌は16冊しかない。なお、本文中の史料引用は『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』(花立三郎・杉田守編、三一書房、1978年)による。

\*<sup>31</sup> 「大江義塾沿革史」『同志社大江義塾 徳富蘇峰資料集』(前掲)。なお、執筆時期は内容から1885年末か1886年初めと推測されている。

\*<sup>32</sup> 花立三郎『大江義塾—一民権私塾の教育と思想—』(ペリかん社、1982年)。

\*<sup>33</sup> 佐々友房「徴兵令改正ニ就テノ演説」1884年、『文書』。

\*<sup>34</sup> 1884年月日不明、佐々友房宛友枝庄蔵書簡、『文書』。

\*<sup>35</sup> 1884年1月19日津田静一・佐々友房宛木村弦雄書簡、『文書』。

\*<sup>36</sup> 『済々黌規則』(1884年) 済々黌史料館所蔵。

\*<sup>37</sup> 佐々友房「済々黌歴史」『文書』、「済々黌教練改革」『創立五十周年記念多士記念号』(熊本県立中学済々黌学友会、1932年)。

\*<sup>38</sup> 掛本勲夫「徴兵令と教育—一年志願兵制度の成立過程を中心として—」『筑波大学教育学系論集』第5巻、1981年。

\*<sup>39</sup> 『官報』明治20年3月31日付。なおこの事項は1889年には更に「所定ノ学科ヲ教授スルニ足ルヘキ教員及校舎器具地所等ヲ具備スル事」、「設置以来三箇年ヲ経テ相当ノ成績アルモノタルヘキ事」が付け加わっている。

\*<sup>40</sup> 前掲中野目論文参照。

\*<sup>41</sup> 詳しくは、註5を参照。

\*<sup>42</sup> 「済々黌維持計画」『樗溪津田先生伝纂』(能田益貴、1933年所収)。

\*<sup>43</sup> 1886年10月11日 井上毅佐々友房宛書簡『井上毅伝 第4巻』(國學院大学図書館、1966年)。なお、史料引用中の平仮名、カタカナ混在は史料原文のまま。

\*<sup>44</sup> 「済々黌維持金ノ事ニ付富岡知事トノ関係顛末」1887年、『文書』。

\*<sup>45</sup> 同上。

\*<sup>46</sup> 同上。

\*<sup>47</sup> 『法令全書』(第20巻ノ3)(文部省告示第十一号) 426頁。

\*<sup>48</sup> なお、この「済々黌歴史」は、1888年6月25日『教育時論』第115号以下計6回にわたって紹介されている。1888年6月25日『教育時論』第115号の「済々黌歴史」

（「内外雑纂」）には冒頭「熊本済々黌 同黌は有志者の発企に成り純然たる私立学校にして現に九州地方にありて中年子弟を教育する方法に於ては之を諸官立学校に比するに或は勝ることも決して其劣ることなしと聞けり吾等は今同黌の歴史を一読して広く之を全国諸学校の組織に対照するに亦新に思ふ所なくんばあらず我教育時論の読者諸君にありても必一読の労を惜まざるに足るものと信じ之を数回の紙上に連載することとせり」という紹介がある。なお、「済々黌歴史」掲載号は以下の通り。116号（1888年7月5日）、118号（同年7月25日）、119号（同年8月5日）、120号（同年8月15日）、122号（同年9月5日）。

\*<sup>49</sup> 済々黌での教育実践については拙稿「紫溟会における「人物養成」観」について『飛梅論集』（九州大学大学院教育学コース院生論文集）第3号、2003年。

\*<sup>50</sup> 菊池直人（1884年）「回顧録」『創立五十周年記念多士記念号』（熊本県立中学済々黌学友会、1932年）、木村衣雄（1889年同窓生）「四十余年の昔を語る」同。